

令和7年度における主な改正内容

1 県制度融資メニューの統廃合

県制度融資のメニューにおいて、制度内容の重複が見られることから、以下のとおり統廃合を行う。

- (1) 令和6年7月に安心実現のための高知県緊急融資（経営力強化保証枠）を創設したことにより、伴走支援とセットで金融支援を行う仕組みを構築できたことから、安心実現のための高知県緊急融資（一般枠）を廃止する。
- (2) (1)に伴い、安心実現のための高知県緊急融資の事業者選択型経営者保証非提供促進枠及び経営力強化保証枠をそれぞれ制度として独立させ、事業者選択型経営者保証非提供促進融資及び経営力強化保証制度融資を創設する。
- (3) 創設する経営力強化保証制度融資により、借換え融資の利用ニーズ（貸付限度額、償還期間等）に対応できることから、借換え融資を廃止する。

2 経営力強化保証制度融資の保証料率の変更

社会活動の正常化や事業者の資金需要の拡大等社会情勢を踏まえ、経営力強化保証制度融資の保証料率を0.1%引上げる。

3 次世代施策推進融資の貸付条件の変更

- (1) 申込金融機関によるプロパー融資と同時実行する場合において、「商工会・商工会議所が策定支援した経営計画等計画の策定」の必須要件を撤廃する。
- (2) 資金使途について設備資金のみとする。

4 産業人材確保促進融資の名称及び資金使途の変更

- (1) 融資制度の名称を「産業人材確保促進融資」から「高知県元気な未来創造融資」に変更する。
- (2) 資金使途について、人材確保を目的とした職場環境の整備に必要な設備投資に加え、賃上げの促進や女性活躍に向けた環境づくり等事業者の魅力向上に必要な設備投資に拡大する。

5 償還期間等の特例措置の廃止

社会活動が通常に戻ってきていることから、新型コロナウイルス感染症や原油価格、物価高騰の影響を受けている事業者に対する償還期間等の特例措置について令和6年度をもって廃止する。

6 貸付利率の変更

県内金融機関の短期プライムレート等を基準に見直しを行い、貸付利率を変更する。